

証券コード352A
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

札幌市北区北七条西4丁目5番地1
株 式 会 社 L O I V E
代表取締役社長 前 川 彩 香

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://loive.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「LOIVE」又は「コード」に当社証券コード「352A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番4号
The Place of Tokyo 地下2階 THE BANQUET

3. 目的事項

報告事項

第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容
報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - （1）事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - （2）計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月24日(水曜日)
午後2時[受付開始:午後1時]

当日ご欠席の場合

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

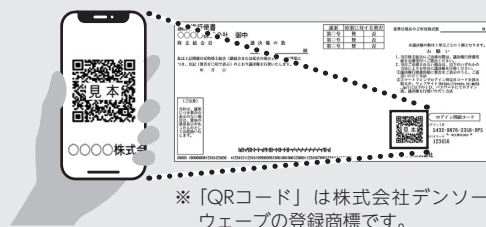
2026年6月23日(火曜日)
午後6時まで

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (受付時間：午前9時～午後9時)

- 書面と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものいたします。
- 電磁的方法（インターネット）により複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場企業において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社といたしましては、社会全体のデジタル化進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条の変更を行うものであります。なお、当社は経済産業省令及び法務省令で定める要件を満たしており、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
(招 集) 第13条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。	(招 集) 第13条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 <u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営体制を整備することを目的に、取締役を2名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	前川 彩香 (1978年12月14日)	2008年 4 月 当社設立 当社代表取締役社長（現任）	7,692,019株
	【選任理由】 当社設立以来、代表取締役社長として当社の経営を指揮し、常に高いビジョンを持ちながらリーダーシップを発揮し企業価値の向上に貢献してまいりました。今後もその事業執行能力及び経営判断力を生かし、当社のさらなる成長と企業価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者いたしました。		
2	清水 敬太 (1978年 5 月 2 日)	2001年 4 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年 7 月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2012年 7 月 株式会社あきんどスシロー入社 2013年 7 月 同社執行役員 経営企画本部長 2015年 7 月 同社取締役執行役員 社長室長兼情報システム担当 2016年 2 月 株式会社スシログローバルホールディングス（現 株式会社FOOD&LIFE COMPANIES）執行役員 経営企画担当 2017年 6 月 同社執行役員 財務経理担当 2019年10月 同社上席執行役員 財務経理・投資事業管掌 2021年 4 月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 執行役員CFO 2021年 7 月 株式会社ドン・キホーテ 監査役 2021年 9 月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 取締役兼執行役員CFO 2024年 1 月 当社常務取締役CFO 2025年 1 月 当社取締役副社長CFO（現任）	57,141株
		【選任理由】 2024年に当社取締役に就任して以降、当社の事業拡大と業績成長の中心的役割を担っており、豊富な経験・実績・見識を活かすことにより、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	茂木 裕絵 (1974年11月15日)	2007年 9 月 有限会社OCC入社 2010年 4 月 当社取締役 2012年 4 月 当社取締役 バックオフィス担当 2015年 4 月 当社取締役 採用・総務担当 2019年 4 月 当社取締役 人事部・社長室GM 2021年 4 月 当社取締役 内部監査室長兼リスクマネジ メント部GM 2024年12月 当社取締役 内部監査室長兼社長室長 2025年 4 月 当社取締役 内部監査室長（現任）	57,142株
		【選任理由】 当社創業メンバーであり、創業以来当社の事業拡大のためにバックオフィスを中心に指揮を執り、強いリーダーシップを発揮してきました。また、当社事業に精通し、経験及び知識を有していることから、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。	
4	石倉 竜彦 (1980年 7 月10日) 社外取締役	2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2014年 6 月 株式会社アカツキ監査役 2015年 3 月 株式会社3ミニッツ（現グリーンライフスタイル株式会社）取締役 2018年10月 当社取締役（現任） 2018年11月 株式会社アカツキ執行役員 2020年10月 Now Do株式会社社外監査役（現任） 2021年12月 SDFキャピタル株式会社取締役（現任） 2022年 1 月 株式会社Akatsuki Ventures代表取締役社長（現任） 2022年 6 月 株式会社アカツキ取締役 2024年11月 Emoote Pte. Ltd.代表（現任） 2025年 6 月 株式会社アカツキ取締役副社長（現任） 2025年11月 株式会社Natee社外取締役（現任）	-株
		【重要な兼職の状況】 株式会社アカツキ取締役副社長	
【選任理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として培われた専門的な知識・経験等、上場企業における取締役としての経験と幅広い知見を有していることから、経営全般についての助言・提言を期待して、社外取締役候補者といたしました。			

(注) 1. 前川彩香氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Ayakaが所有する株式数を含んでおります。

2. 前川彩香氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 石倉壱彦氏は社外取締役候補者であります。
4. 石倉壱彦氏は、現在当社の社外取締役であります。が、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年9ヶ月となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、石倉壱彦氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。なお、責任限定契約の適用は取締役が責任の原因となった職務について、善意かつ重大な過失のないときに限られます。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間での契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が継続するなか、持続的な賃上げを背景に、実質賃金が緩やかな増加傾向に転じたことで、個人消費は底堅く推移しました。一方で、世界経済に目を向けると、米国の関税政策を巡る不透明感や緊迫化する中東情勢、長期化する中国の不動産不況に伴う内需低迷など、外需環境は依然として厳しい状況にあります。

当社が属するフィットネス業界は、過去20年にわたり、ブティック型を中心に新規参入が活発化し、市場規模は拡大傾向にあります。顧客ニーズの変化や嗜好の多様化に応じて、総合型からブティック型にトレンドがシフトし、新業態やブランドの参入を契機にフィットネス人口が広がっており、市場は拡大基調にあります。人々の健康志向も相まって、海外市場との比較も踏まえると、市場拡大のトレンドは継続すると見込んでおります。

このような状況において、当社は「自分を愛し、輝く女性を創る。」をミッションとし、女性向けのブティック型フィットネススタジオを運営し、2026年3月末現在で日本全国に200店舗を事業展開しております。

当事業年度は、拡大するピラティス市場でのシェアを最大化するために戦略的投資を実行、ピラティスKを45店舗出店し、新規出店を加速しました。また、定期購入を中心に物販販売を強化し、物販売上比率は7.6%（前年同期比+0.8%）まで伸長するとともに、今後の出店加速に向けた人財採用も順調に進捗しております。さらに、新たな事業として、当社が長年の女性マネジメントで培った知見を体系化した女性人財育成プログラム「Mission'S（ミッションズ）」を開始し、順調に立ち上がっております。

以上の結果より、当事業年度における売上高は11,421百万円（前年同期比34.5%増）、売上総利益は4,095百万円（前年同期比24.0%増）、営業利益は積極的に広告宣伝投資を行ったことにより722百万円（前年同期比28.1%減）、経常利益は642百万円（前年同期比31.0%減）、当期純利益は343百万円（前年同期比31.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は1,753百万円で、その主なものは、事業拡大を目的としてスタジオ50店舗（ピラティスK45店舗、ロイブ4店舗、その他1店舗）を出店したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関より借入金として950百万円の調達を行いました。

また、2025年4月24日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により345百万円の資金調達を行いました。

さらに、新株予約権の行使により20百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

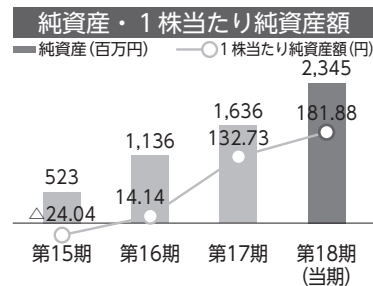
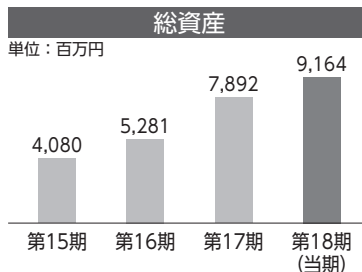
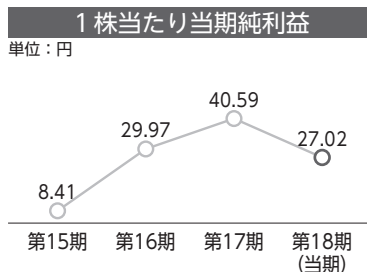
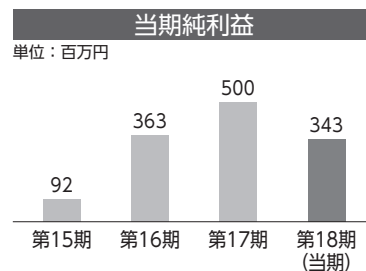
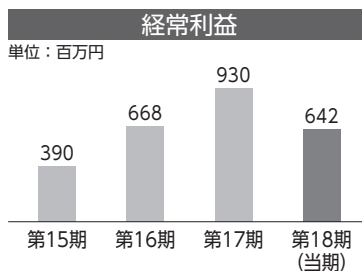
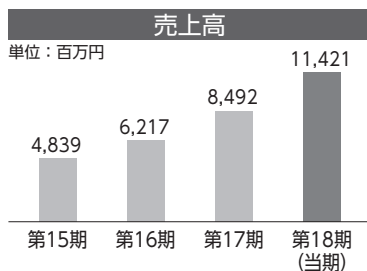
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第15期 2023年3月期	第16期 2024年3月期	第17期 2025年3月期	第18期 (当事業年度) 2026年3月期
売上高 (百万円)	4,839	6,217	8,492	11,421
経常利益 (百万円)	390	668	930	642
当期純利益 (百万円)	92	363	500	343
1株当たり当期純利益 (円)	8.41	29.97	40.59	27.02
総資産 (百万円)	4,080	5,281	7,892	9,164
純資産 (百万円)	523	1,136	1,636	2,345
1株当たり純資産額 (円)	△24.04	14.14	132.73	181.88

(注) 2025年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① ピラティス市場での事業拡大

当社が成長事業として注力しているマシンピラティス専門スタジオ「ピラティスK」について、市場が急拡大したことに伴い、当事業年度において競合他社の出店加速や広告強化、新規参入事業者の増加などで、競争が激化しています。当社では引き続き、積極的にシェア拡大に注力し、確固たる地位を確保することで、中長期で売上や利益そして企業価値の最大化を図ってまいります。

② HR事業の拡大

ブティックスタジオ事業で培った人財育成プログラムを、当事業年度より「Mission's (ミッションズ)」としてサービス提供を開始しました。本プログラムは、女性が自分を好きになり、自立したキャリアと人生を描けるように設計されており、女性たちが「自分らしい人生」をデザインし、次世代の女性活躍社会実現を目指す研修プログラムであります。今後女性活躍のプラットフォーム化を視野に入れて拡大してまいります。

③ 人財採用・育成の強化

当社のビジョンを実現していくためには、持続的な事業成長とカルチャー浸透を両立することが重要であり、それを担っていく人財の採用と育成に注力してまいります。店舗数拡大のスピードを維持しながら、離職率の低減を実現するために、パーパスを体現できる店長・リーダーの育成、そして本社リーダー層にも注力し、カルチャーが連鎖する組織を拡張してまいります。

④ 社内管理体制の強化

当社は成長段階にあり、持続的に成長していくために、組織的な管理体制を整備・運用することが重要であると認識し、経営の公正性や透明性を確保するために、内部管理体制強化に取り組んでおります。当社では、AIを積極的に活用しながら、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実が必要不可欠であると考えております。

(5) 主要な事業内容

ブティックスタジオ事業

ホットヨガスタジオ「ロイブ (love)」

マシンピラティス専門スタジオ「ピラティスK (pilates K)」

サーフエクササイズスタジオ「サーフフィット (Surf Fit)」

グループマシン筋トレスタジオ「レディースジム (REDY'S GYM)」

ストレッチ&筋トレスタジオ「ノビーストレッチ」

HR事業

女性人財育成プログラム「ミッションズ (Mission'S)」

(6) 主要な営業所及び支店

本社 北海道札幌市北区

東京支店 東京都目黒区

店舗 200店舗

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,013名 (113名)	255名増 (58名増)	27.2歳	2.4年

(注) 1. 従業員数には、役員（使用人兼務役員を含む）を含めておりません。

2. 従業員数の（ ）は、アルバイト数の年間平均雇用人数であり、外数です。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	1,097百万円
株式会社三菱UFJ銀行	974百万円
株式会社商工組合中央金庫	405百万円
株式会社三井住友銀行	323百万円
株式会社日本政策金融公庫	238百万円
株式会社りそな銀行	213百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,893,871株

(3) 株主数 2,385名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
前 川 彩 香	4,480,219	34.7
株 式 会 社 Ayaka	3,211,800	24.9
株 式 会 社 ア カ ツ キ	875,768	6.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	664,100	5.2
三 菱 UFJ e ス マ ー ト 証 券 株 式 会 社	624,800	4.8
株 式 会 社 LAVA Internatioal	427,700	3.3
XTech2号投資事業有限責任組合	400,028	3.1
佐 藤 俊 介	210,000	1.6
ロッテベンチャーズ・ジャパン投資事業有限責任組合	192,998	1.5
鷲 見 貴 彦	125,000	1.0

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2024年1月9日	2024年1月9日
新株予約権の数	61,000個	61,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式183,000株	普通株式183,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	350円	350円
新株予約権の行使期間	2026年1月10日から 2034年1月8日まで	2026年1月10日から 2034年1月8日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況		
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 20,000個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 20,000個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 2名
社外取締役	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 2名
監査役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2024年 1 月 9 日	2025年 1 月14日
新株予約権の数	61,000個	80,300個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式183,000株	普通株式240,900株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の 1 株当たり払込金額	350円	1,017円
新株予約権の行使期間	2026年 1 月10日から 2034年 1 月 8 日まで	2027年 1 月16日から 2035年 1 月13日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況		
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 45,000個 目的となる株式数 135,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 71,000個 目的となる株式数 213,000株 保有者数 1名
社外取締役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
監査役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- (1) 各新株予約権は、付与にあたって付与対象者と締結した割当契約書に基づき、下記の期日まで行使することができない旨が定められている。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ① 第6回新株予約権：当社株式につき金融商品取引所への上場（以下「株式公開」）がなされた日から1年を経過する日まで
 - ② 第7回新株予約権：株式公開がなされた日から2年を経過する日まで
 - ③ 第8回・第9回新株予約権：株式公開がなされた日から3年を経過する日まで
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又はその子会社の取締役、執行役、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。また、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について以下に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ① 新株予約権者が権利を行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合
 - ③ 新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、その名目を問わず競業行為をした場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
 - ④ 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合
 - ⑤ 反社会的勢力であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑥ 新株予約権者が当社との間で締結する割当契約の各規定に違反した場合
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 川 彩 香	－
取締役副社長CFO	清 水 敬 太	－
取 締 役	茂 木 裕 絵	内部監査室長
取 締 役	代 田 将 己	管理部GM
取 締 役	石 倉 壱 彦	株式会社アカツキ 取締役副社長
取 締 役	金 井 統	株式会社NextGen CEO
常 勤 監 査 役	柴 野 忠 道	楽天銀行株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	山 本 雅 子	－
監 査 役	藤 井 麻 莉	三浦法律事務所 パートナー 株式会社サニーサイドアップグループ社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役石倉壱彦氏及び取締役金井統氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 常勤監査役柴野忠道氏、常勤監査役山本雅子氏及び監査役藤井麻莉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 常勤監査役柴野忠道氏は、公認内部監査人の資格を有しており、監査に係る専門的な知識と実務経験を有しております。
4. 常勤監査役山本雅子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役藤井麻莉氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な法律知識を有しております。
6. 取締役金井統氏、常勤監査役柴野忠道氏、常勤監査役山本雅子氏及び監査役藤井麻莉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。なお、責任限定契約の適用は取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役が責任の原因となった職務について、善意かつ重大な過失のないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であり、保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、若しくは法令又は規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としないこととしております。

(4) 当期に係る役員の報酬等の総額等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責に応じた他社水準、及び事業年度ごとの業績水準を考慮した結果を個人別の基本報酬額と決定しております。

個人別の報酬額の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受け、社外取締役の意見を聴いて決定しております。当該委任を受けた代表取締役は、当該権限を適切に行使することを前提条件としております。

報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、代表取締役社長であります。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには創業者である代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

各取締役の報酬は2025年6月26日開催の取締役会決議により、代表取締役社長前川彩香が案を策定し、社外取締役に諮問のうえ、報酬額を決定しております。各監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

② 当該事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,883千円 (8,550千円)	49,883千円 (8,550千円)	-	-	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	17,850千円 (17,850千円)	17,850千円 (17,850千円)	-	-	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	67,733千円 (26,400千円)	67,733千円 (26,400千円)	-	-	9名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2025年6月26日開催の第17回定時株主総会（同総会終結時点における取締役6名、うち社外取締役2名）において年額120,000千円以内（うち社外取締役分は15,000千円以内）と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2025年6月26日開催の第17回定時株主総会（同総会終結時点における監査役3名）において年額18,600千円以内と決議しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役である石倉壱彦氏は、株式会社アカツキ 取締役副社長であります。同社は当社発行済株式総数の6.8%の株式を保有しております。
 - ・社外取締役である金井統氏は、株式会社NextGen CEOであります。同社と当社との間には、特別の関係はありません。
 - ・常勤監査役である柴野忠道氏は、楽天銀行株式会社 監査役であります。同行と当社との間には、特別の関係はありません。
 - ・監査役である藤井麻莉氏は、三浦法律事務所 パートナーであります。同所と当社との間には、特別の関係はありません。また、同氏は、株式会社サニーサイドアップグループ 社外取締役監査等委員であります。同社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	石 倉 竜 彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。 公認会計士として培われた専門的な知識・経験、上場企業における取締役としての経験と幅広い知見等から、取締役会では経営全般について積極的意見を述べ、専門的な立場から助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	金 井 統	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。 事業会社におけるマーケティングの経験と幅広い見識等から、取締役会では事業全般について積極的に意見を述べ、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	柴 野 忠 道	当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会20回全てに出席いたしました。 公認内部監査人として豊富な経験と幅広い見識等から、経営監視の観点から適宜発言を行っております。
監査役	山 本 雅 子	当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会20回全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的な知識、経験と見識等から、会計の観点から適宜発言を行っております。
監査役	藤 井 麻 莉	当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会20回全てに出席いたしました。 弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、事業全般についてコーポレート・ガバナンス強化のために法律面から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査や契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,934,625	流 動 負 債	3,611,196
現 金 及 び 預 金	1,158,227	買 掛 金	35,474
売 掛 金	1,113,983	短 期 借 入 金	100,000
商 品	128,357	1年以内返済予定の長期借入金	880,994
前 渡 金	301,720	未 払 法 人 税 等	92,333
前 払 費 用	251,722	リ ー ス 債 務	3,056
そ の 他	22,315	未 払 金	542,110
貸 倒 引 当 金	△41,700	賞 与 引 当 金	110,495
固 定 資 産	6,230,109	未 払 費 用	389,395
有 形 固 定 資 産	4,693,790	契 約 負 債	1,181,054
建 物 附 属 設 備 (純 額)	4,344,202	預 り 金	57,142
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	323,231	そ の 他	219,140
リ ー ス 資 産 (純 額)	5,476	固 定 負 債	3,208,406
そ の 他 (純 額)	20,880	長 期 借 入 金	2,583,185
無 形 固 定 資 産	35,781	リ ー ス 債 務	2,594
ソ フ ト ウ ェ ア	32,767	資 産 除 去 債 務	591,203
そ の 他	3,014	そ の 他	31,423
投 資 そ の 他 の 資 産	1,500,537	負 債 合 計	6,819,602
出 資 金	80	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	41,119	株 主 資 本	2,345,132
差 入 保 証 金	1,202,467	資 本 金	20,164
繰 延 税 金 資 産	256,313	資 本 剰 余 金	1,539,658
そ の 他	556	資 本 準 備 金	773,411
		そ の 他 資 本 剰 余 金	766,247
		利 益 剰 余 金	785,310
		そ の 他 利 益 剰 余 金	785,310
		繰 越 利 益 剰 余 金	785,310
資 産 合 計	9,164,734	純 資 産 合 計	2,345,132
		負 債 純 資 産 合 計	9,164,734

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,421,005
売 上 原 価		7,325,727
売 上 総 利 益		4,095,278
販売費及び一般管理費		3,372,466
営 業 利 益		722,812
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,526	
受 取 保 険 金	64	
そ の 他	493	4,084
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62,138	
支 払 手 数 料	8,066	
上 場 関 連 費 用	11,025	
そ の 他	3,618	84,849
経 常 利 益		642,047
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	620	
減 損 損 失	81,366	
事 務 所 移 転 費 用	3,060	
社 名 変 更 費 用	1,056	86,103
税 引 前 当 期 純 利 益		555,943
法 人 税 等		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	258,519	
法 人 税 等 調 整 額	△45,884	212,634
当 期 純 利 益		343,309

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社 L O I V E
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
札幌事務所
指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中瀬 朋子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 L O I V E の 2025 年4月1日から 2026 年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、札幌本社及び東京本部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、店舗については、店舗の責任者及びスタッフと意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて運営状況の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社L O I V E 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山 本 雅 子
常勤監査役（社外監査役）	柴 野 忠 道
監 査 役（社 外 監 査 役）	藤 井 麻 莉

株主総会会場ご案内図

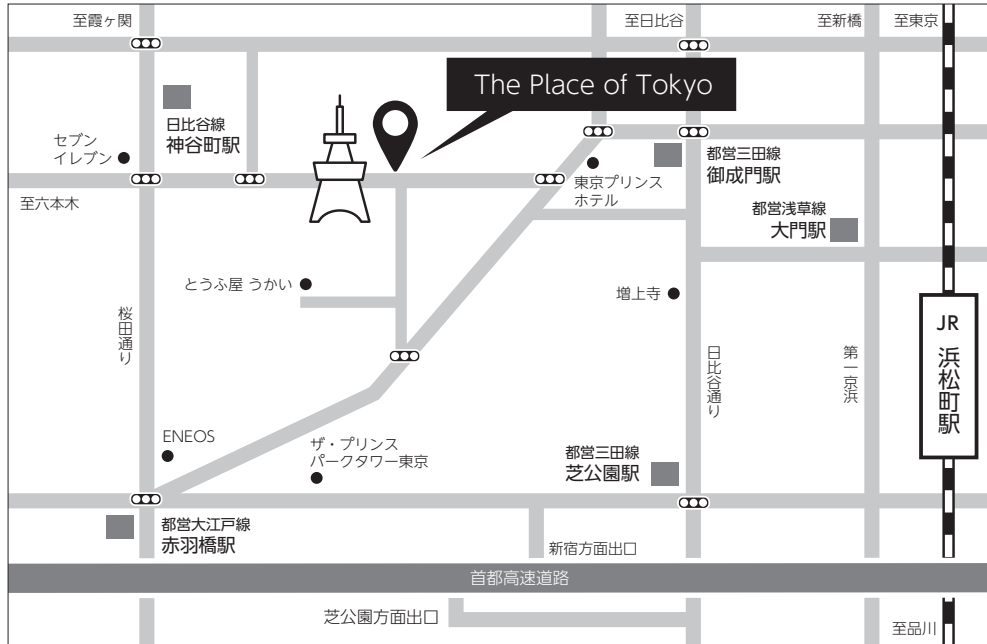


会 場

東京都港区芝公園三丁目5番4号

The Place of Tokyo 地下2階 THE BANQUET

代表電話：03-5733-6788



交通
アクセス
のご案内

- | | | | |
|-----------|------|-------|-------------|
| ● 都営大江戸線 | 赤羽橋駅 | …………… | 赤羽橋口より徒歩5分 |
| ● 地下鉄日比谷線 | 神谷町駅 | …………… | 1番出口より徒歩7分 |
| ● 都営三田線 | 御成門駅 | …………… | A1出口より徒歩7分 |
| ● 都営浅草線 | 大門駅 | …………… | A6出口より徒歩10分 |
| ● 都営三田線 | 芝公園駅 | …………… | A4出口より徒歩10分 |
| ● JR線 | 浜松町駅 | …………… | 北口より徒歩15分 |

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。